

ジェネリック医薬品の「差額通知」を実施します



現在、国民医療費は年々増加傾向にあり、健康保険制度の財政悪化などを背景にして、厚生労働省は、その対策として後発医薬品である「ジェネリック医薬品」の利用促進を強く呼びかけています。

そこで共済組合では、みなさまの家計への負担を軽くするとともに医療費の削減を目的として「ジェネリック差額通知」を実施します。

今回行う差額通知は、2月中に所属所共済事務担当課を経由して、対象者の方に通知します。この機会にジェネリック医薬品への関心を深めていただき、利用促進にご理解とご協力をお願いします。

「ジェネリック医薬品」とは？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。

新たに開発された新薬は一定期間、独占的に製造・販売ができるように特許により守られています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

新薬の開発には、時間とコストがかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短く価格が安いのがメリットです。

ジェネリック医薬品の「差額通知」とは？

現在処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい自己負担が軽減できるかをお知らせする通知です。

通知対象者



慢性疾患（糖尿病、高血圧、高脂血症等）にかかっている組合員及び被扶養者で、ジェネリック医薬品に切り替えることで1か月分の差額が500円以上見込まれる方

【通知書の見方】 下記のような通知書が、お手元に届きます。

現在服用の医薬品名	現在服用の 医薬品支払額	軽減可能額	切替後支払額
〇〇〇〇錠 200mg	¥1,331	最大 ¥966	¥365
〇〇〇〇錠 100	¥683	最大 ¥532	¥151
合 計	¥2,014	最大 ¥1,498	¥516

ジェネリック医薬品は1つの新薬に対して複数あるものが多く、具体的な切り替え薬は医師・薬剤師に相談して決めてください。

次の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると、最大1,498円の自己負担額の軽減が見込めます。

通知書には、ジェネリック医薬品に切り替えることができる新薬（服用中の薬）を載せています。

現在服用中の医薬品の支払金額、軽減可能額、ジェネリック医薬品に切り替えた後の支払額を記載しています。

ジェネリック医薬品は、ヘルシーファミリー倶楽部「くすり検索」から調べることができます。くわしくはこちらからご覧ください。